

## 越前たけふ農業協同組合

(平成23年10月3日現在適用中)

1. 商品名	・ J A カードローン
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A の組合員で個人の方。 ※ J A の組合員以外の方は一定のご出資をいただくことで組合員とすることができます。</li> <li>・ ご契約時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳未満の方。</li> <li>・ 前年度税込年収が 150 万円以上の方。 ※ 准組合員の方の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上の方となります。 ※ 自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得とします。</li> <li>・ 勤続または営業年数が 1 年以上の方。 ※ 新卒等の農業者・給与所得者の方は 1 年未満でも可とします。</li> <li>・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。 ※ 農業以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること。</li> <li>・ J A との間でカードローン取引を行っていない方。</li> <li>・ その他、J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
3. 資金使途	・ 組合員の方が生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として 1 年 ※ ご契約の方から解約の意思表示がなく、J A が所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様の取扱いとなります。 ※ 満 70 歳の誕生日以降は、契約更新を行えません。</li> </ul>
5. ご融資金額 (極度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 万円以内（1 万円単位） ※ 新卒等の農業者・給与所得者による勤続年数等 1 年未満の方は、30 万円以内とします。</li> </ul>
6. ご融資利率	・ J A 所定の利率
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、J A 窓口までお問い合わせください。
8. 利息計算方法	・ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした J A が定める利息計算。
9. ご利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A カードローンは、ご利用極度額の範囲内で、全国の J A および提携金融機関の A T M（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 ※ ご利用回数に制限はありません。 ※ 総合口座取引およびカードローン取引の双方にご契約の場合は、総合口座取引について貸越極度額に達した場合に限り、カードローン取引による貸越を実行いたします。</li> </ul>
10. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時、お借入額のご返済が可能です。</li> <li>・ 指定普通貯金口座にご入金された資金は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充てられます。 ※ 総合口座取引およびカードローン取引の双方による貸越金がある場合には、カードローン取引による貸越金の返済が優先されます。</li> </ul>

11. 担保	・担保は必要ありません。
12. 保証	・福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
13. 保証料	・福井県農業信用基金協会の所定の日に、所定の保証料（年1.80%）をお支払いいただきます。
14. 手数料	・ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
15. 利息・保証料の徴収方法	・貸越金の利息および保証料は、毎年5月および11月のJA（福井県農業信用基金協会を含む）所定の日に、JA（福井県農業信用基金協会を含む）所定の利率・方法により計算し、指定普通貯金口座からの引き落としまたは貸越元金に組み入れるものとします。
16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776-27-8222）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当JAまたは福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 富山県弁護士会紛争解決センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記福井県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
17. その他参考となる事項	<p>・お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・カードローンは、ご融資極度額20万円以内の「JAミニカードローン」、ご融資極度額300万円以内の「JAワイドカードローン」もございます。</p> <p>・貸越金の利息および保証料の貸越元本組み入れによりご融資極度額を超過する場合には、ご融資極度額の範囲内は貸越利息、ご融資極度額を超過する部分は過振利息として別々に計算します。なお、貸越利息と過振利息の利息計算方法は同一とします。</p>

・ご不明な点は、ご利用のJA窓口までお気軽にお問合せください。